

第2章 給料

○印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例

平成14年3月4日
条例第4号

改正	平成15年2月14日	条例第2号	平成15年12月1日	条例第5号
	平成17年3月28日	条例第2号	平成17年11月18日	条例第6号
	平成17年12月1日	条例第8号	平成18年3月31日	条例第2号
	平成19年2月28日	条例第3号	平成19年3月29日	条例第7号
	平成20年2月25日	条例第1号	平成20年12月1日	条例第4号
	平成21年3月30日	条例第2号	平成21年5月22日	条例第4号
	平成21年11月25日	条例第6号	平成22年3月17日	条例第1号
	平成22年12月1日	条例第5号	平成23年3月15日	条例第1号
	平成23年11月28日	条例第3号	平成25年3月26日	条例第4号
	平成26年2月6日	条例第4号	平成26年3月26日	条例第4号
	平成27年2月10日	条例第1号	平成27年3月27日	条例第3号
	平成27年7月13日	条例第6号	平成28年3月28日	条例第3号
	平成28年3月28日	条例第4号	平成29年2月9日	条例第1号
	平成29年11月13日	条例第4号	平成30年2月9日	条例第3号
	平成31年2月14日	条例第1号	令和2年2月17日	条例第2号
	令和2年11月20日	条例第5号	令和3年2月10日	条例第2号
	令和3年11月26日	条例第5号	令和4年2月16日	条例第2号
	令和5年2月14日	条例第6号	令和5年2月14日	条例第7号
	令和5年3月6日	条例第9号	令和6年2月19日	条例第1号

(目的及び効力)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定により、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 給料は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号。以下「勤務時間条例」という。）第8条に規定する正規の勤務時間及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の同号に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 行政職給料表（別表第1）

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第9条の規定する職員以外のすべての職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2に定めるところによる。

4 管理者は、すべての職員の職務を前項に規定する級のいずれかに格付けし、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

（初任給、昇格及び昇給等）

第4条 管理者は、前条第3項の規定による分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級を定めることができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの範囲内で、かつ、前条第3項の規定により管理者が決定する。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級は、別に定める初任給の基準に従い、管理者が決定する。

4 職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号級は、管理者が別に定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。

7 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 前各項に規定するものを除くほか、職員の初任給、昇格及び昇給等については、管理者が別にこれを定める。

（定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額）

第5条 地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（平成30年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「任期付職員条例」という。）第4条の規定により採用された職員の給料月額、第3条及び前条の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た額を乗じて得た額とする。

第6条 削除

（給料の支給方法）

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間につき、その全額を支給する。

2 給料の支給日は、管理者が規則で定める。

第8条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇級、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給料期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給料期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日の日数を差し引いた日数（フルタイム会計年度任用職員にあつては、規則で定める日数）を基礎として、日割りによつて計算する。

（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与）

第9条 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与については、この条例に規定する給与の額との権衡並びに職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、別に条例で定める。

（地域手当）

第10条 職員に地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の9.2を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当す

る扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「行7級職員」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円とする。

- 4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第12条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行7級職員が行7級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行7級職員以外のものが行7級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)に支給する。

2 住宅手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるもの(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、第1号及び第3号に掲げる職員にあつては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間(以下「支給対象期間」という。)、第2号に掲げる職員にあつては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 管理者の規則で定めるところにより算出した当該職員の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃相当

額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自転車（規則で定めるものを含む。以下この号において同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。） 自転車の使用距離が、片道5キロメートル未満である職員にあっては2,000円、片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員にあっては3,800円、その他の職員にあっては5,000円

イ 普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する自動車のうち、自動二輪車以外の自動車をいう。以下同じ。）又は原動機付自転車等（自転車等のうち、自転車及び普通自動車等以外のものをいう。以下同じ。）を使用する職員（ウに掲げる職員を除く。） 別表第3に掲げる額

ウ 自転車、普通自動車等及び原動機付自転車等を併せて使用する職員又はこれらのうちいずれか2つを併せて使用する職員 それぞれの片道の使用距離に応じてア及びイに掲げる額を合計した額。ただし、その合計した額がその職員の自転車等の片道の使用距離に応じた普通自動車使用者（普通自動車等を併せて使用しない場合にある場合は、原動機付自転車等使用者）に係る額を超える場合にある場合は、当該額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額の合計額、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額にその者の支給対象期間の月数を乗じて得た額

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第15条 削除

（給与の減額）

第16条 職員（フルタイム会計年度任用職員を除く。以下この条、次条第1項から第5項まで及び第18条において同じ。）が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は、勤務時間条例第10条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、勤務時間条例第12条に規定する休暇である場合その他その勤務しないことにつき管理者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、規則で定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間数を超過してした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。)の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(前項の規則で定める時間を除く。)とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあっては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)、前項の規定による勤務にあっては100分の50(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の75)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 5 勤務時間条例第9条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)から同項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合、第3項の規定による勤務にあつては100分の50(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の75)から同項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「同項に規定する規則で定める割合(」とあるのは、「100分の100(」とする。
- 7 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当については、第1項、第3項及び第4項の規定の例により支給する。

(休日勤務手当)

第18条 祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、職員が正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定により毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員が勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定による週休日に当たるときに管理者が定める日において勤務した場合その他前段の規定により休日勤務手当が支給される場合との均衡を考慮して管理者が定める場合についても、同様とする。

- 2 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当については、前項の規定の例により支給する。

(夜間勤務手当)

第19条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

第20条 前3条に規定する時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給については、管理者が規則で定める。

(端数計算)

第21条 第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第17条から第19条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外手当、休日勤務手当又は夜間勤務手

当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第22条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

(管理職手当)

第23条 管理又は監督の地位にある職員には、その職務の特殊性に基づき、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25の範囲内で管理職手当を支給する。

2 前項の管理職手当の支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、管理者が規則で定める。

第24条 削除

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第23条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(以下「週休日等」という。)に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第23条に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(期末手当)

第26条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第28条まで及び附則第5項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に管理者が定める日(次条及び第28条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第30条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以

前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が3級以上であるものその他の職務の複雑、困難及び責任の度合いを考慮してこれに相当する職員として規則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの。

第28条 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編

に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けたものは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各号に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（勤勉手当）

第29条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第5項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間（規則で定める職員にあっては、規則で定める期間）におけるそのものの勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に管理者が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が別に定める基準に従って定める

割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうちフルタイム会計年度任用職員以外の職員 次のア及びイを合算した額

ア 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

イ 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうちフルタイム会計年度任用職員 当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第26条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第29条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは、「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する管理者が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第29条の2 第17条から第19条までの規定は、第23条に規定する職にある職員には適用しない。

2 第4条第3項から第10項まで及び第11条から第13条までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員及び印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（平成30年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。

3 第4条第5項から第10項まで、第11条から第13条まで、第23条及び第25条の規定は、フルタイム会計年度任用職員には適用しない。

（休職者の給与）

第30条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号

に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前4項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項及び第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第26条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により管理者が定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、第27条中「前条第1項」とあるのは、「第30条第6項」と読み替えるものとする。
- 8 前各項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条第2項の規定により休職にされたフルタイム会計年度任用職員には、その休職の期間中、給与を支給しない。

(専従休職者の給与)

第31条 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(給与の口座振込)

第32条 給与は、職員から申出がある時は、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

(給与からの控除)

第33条 給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。

- (1) 千葉県市町村職員共済組合が行う貯金事業に係る積立金及び貸付事業に係る償還金
- (2) 千葉県市町村職員互助会の掛金
- (3) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員共済会の掛金、同会が行う福利厚生事業に係

る負担金並びに同会が取り扱う生命保険及び損害保険に係る保険料並びに積立年金に係る積立金

(4) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与からの控除を申し出たものであって、管理者が定めるもの

(この条例の施行に関し必要な事項)

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の廃止)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例（昭和47年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第11号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日前の給与の取扱いについては、旧条例第2条において準用する一般職職員の給与に関する条例（昭和32年佐倉市条例第32号）の相当規定によるものとする。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

4 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第26条第2項及び第3項並びに第29条第2項の規定の適用については、第26条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、第29条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

5 平成30年3月31日までの間、職員（再任用職員を除く。以下同じ。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、次項及び第7項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び次項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 地域手当 当該職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

(3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該職員

に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第29条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（同条第4項において準用する第26条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第7項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該職員に支給される勤勉手当に係る第29条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(5) 第30条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第30条第1項 前各号に定める額

イ 第30条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第30条第4項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第30条第6項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

6 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条から第19条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額と

する。

- 7 附則第5項の規定が適用される間、第29条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.425を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の95を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（経過措置）

- 8 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和5年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号）第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の定年等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第1号。以下「定年条例」という。）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第6条第1項各号に掲げる職を占める職員

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条に規定する定年退職日において附則第8項の規定が適用されていた職員を除く。）

- 10 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項、附則第12項及び附則第13項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項及び附則第12項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（管理者が別に定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 11 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号

給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 12 異動日において、附則第10項の適用を受ける職員が、同日において降任（地方公務員法第28条の2第1項本文に規定する降任を除く。以下この項において同じ。）する場合における特定日給料月額の算定は、降任が行われなかったものとみなして行うものとする。
- 13 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 14 附則第10項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が別に定めるところにより、附則第10項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項の規定による給料月額、附則第10項の規定による給料その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成15年2月14日条例第2号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第9項及び第10項の規定は平成15年4月1日から施行する。
（最高号給を超える給料月額の変更等）
- 2 平成15年3月1日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。
（改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）
- 3 施行日の前日において、第1条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、施行日以後同項の規定は、適用しない。
（施行日前の異動者の号給等の調整）
- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間につ

いては、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 6 平成15年3月の期末手当を支給されることとなる職員の同月の期末手当の額は、改正後の条例第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、同項の規定により同月にその者に支給されることとなる期末手当の額(以下「期末手当額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を期末手当額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が期末手当額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の条例第26条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号に置いて「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額(継続期間において附則第2項に規定する給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について管理者の定める給料月額)及び扶養手当の額により計算した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 7 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第26条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(委任)

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

- 9 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「3ヶ月以内（基準日が12月1日であるときは、6ヶ月以内）」を「6ヶ月以内」に改める。

- 10 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の適用については、同項中「6ヶ月以内」とあるのは、「3ヶ月以内」とする。

附 則（平成15年12月1日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の変更等）

- 2 平成15年12月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）

- 3 切替日の前日において、第1条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、切替日以後同項の規定は、適用しない。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（期末手当の額の特例）

- 6 平成15年12月に支給する期末手当（以下この項において「期末手当」という。）の額は、改正後の条例第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで又は第30条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手

当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から切替日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（委任）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成17年3月28日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月18日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年12月1日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 平成17年12月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（改正後の条例附則別表の給料表に級号給の定めのない職員）

3 切替日の前日において、改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）附則第4項の規定の適用を受ける職員のうち、改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則別表の給料表にその者の同日における職務の級及び号給（以下この項において「級号給」という。）に対応する級号給の定めのない職員については、切替日以後これらの規定は、適用しない。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場

合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 6 平成17年12月に支給する期末手当(以下この項において「期末手当」という。)の額は、改正後の条例第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は第30条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額の合計額に100分の0.35を乗じて得た額に、同年4月から切替日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から切替日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.35を乗じて得た額

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則 (平成18年3月31日条例第2号)

改正 平成21年11月25日条例第6号

改正 平成22年12月1日条例第5号

改正 平成23年11月28日条例第3号

改正 平成25年3月26日条例第4号

(施行期日)

- 1 この条例は平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する

る条例（以下「給与条例」という。）別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え）

- 4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、管理者が規則で定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この条例による改正前の給与条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（規則への委任）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附則別表第1 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
行政職給料表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	
	5 級	3 級
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
業務職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級

附則別表第 2

行政職給料表の適用を受ける職員の新号級

旧号給	経過期間	旧級								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	3月未満			21	25	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			22	26	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			23	27	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			24	28	1	1	1	1	1
	12月以上			25	29	1	1	1	1	1
2	3月未満	5	25	25	29	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	26	26	30	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	27	27	31	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	28	28	32	1	1	1	1	1
	12月以上	9	29	29	33	1	1	1	1	1
3	3月未満	9	29	29	33	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	30	30	34	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	11	31	31	35	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	12	32	32	36	4	1	1	1	1
	12月以上	13	33	33	37	5	1	1	1	1
4	3月未満	13	33	33	37	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	14	34	34	38	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	15	35	35	39	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	16	36	36	40	8	4	1	1	1
	12月以上	17	37	37	41	9	5	1	1	1
5	3月未満	17	37	37	41	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	18	38	38	42	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	19	39	39	43	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	20	40	40	44	12	8	4	1	1
	12月以上	21	41	41	45	13	9	5	1	1
6	3月未満	21	41	41	45	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	22	42	42	46	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	23	43	43	47	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	24	44	44	48	16	12	8	4	1
	12月以上	25	45	45	49	17	13	9	5	1
7	3月未満	25	45	45	49	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	26	46	46	50	18	14	10	6	2

	6 月以上 9 月未滿	27	47	47	51	19	15	11	7	3
	9 月以上 1 2 月未滿	28	48	48	52	20	16	12	8	4
	1 2 月以上	29	49	49	53	21	17	13	9	5
8	3 月未滿	29	49	49	53	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未滿	30	50	50	54	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未滿	31	51	51	55	23	19	15	11	7
	9 月以上 1 2 月未滿	32	52	52	56	24	20	16	12	8
	1 2 月以上	33	53	53	57	25	21	17	13	9
9	3 月未滿	33	53	53	57	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	34	54	54	58	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	35	55	55	59	27	23	19	15	11
	9 月以上 1 2 月未滿	36	56	56	60	28	24	20	16	12
	1 2 月以上	37	57	57	61	29	25	21	17	13
10	3 月未滿	37	57	57	61	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	38	58	58	62	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	39	59	59	63	31	27	23	19	15
	9 月以上 1 2 月未滿	40	60	60	64	32	28	24	20	16
	1 2 月以上	41	61	61	65	33	29	25	21	17
11	3 月未滿	41	61	61	65	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	42	62	62	66	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	43	63	63	67	35	31	27	23	19
	9 月以上 1 2 月未滿	44	64	64	68	36	32	28	24	20
	1 2 月以上	45	65	65	69	37	33	29	25	21
12	3 月未滿	45	65	65	69	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	46	66	66	70	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	47	67	67	71	39	35	31	27	23
	9 月以上 1 2 月未滿	48	68	68	72	40	36	32	28	24
	1 2 月以上	49	69	69	73	41	37	33	29	25
13	3 月未滿	49	69	69	73	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	50	70	70	74	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	51	71	71	75	43	39	35	31	27
	9 月以上 1 2 月未滿	52	72	72	76	44	40	36	32	28
	1 2 月以上	53	73	73	77	45	41	37	33	29
14	3 月未滿	53	73	73	77	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	54	74	74	78	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	55	75	75	79	47	43	39	35	31
	9 月以上 1 2 月未滿	56	76	76	80	48	44	40	36	32
	1 2 月以上	57	77	77	81	49	45	41	37	33
15	3 月未滿	57	77	77	81	49	45	41	37	33

	3 月以上 6 月未滿	57	78	77	82	50	46	42	38	34
	6 月以上 9 月未滿	58	79	78	83	51	47	43	39	35
	9 月以上 1 2 月未滿	58	80	78	84	52	48	44	40	36
	1 2 月以上	59	81	79	85	53	49	45	41	37
16	3 月未滿	59	81	79	85	53	49	45	41	37
	3 月以上 6 月未滿	59	82	80	86	54	50	46	42	38
	6 月以上 9 月未滿	60	83	81	87	55	51	47	43	39
	9 月以上 1 2 月未滿	60	84	82	88	56	52	48	44	40
	1 2 月以上	61	85	83	89	57	53	49	45	41
17	3 月未滿	61	85	83	89	57	53	49	45	41
	3 月以上 6 月未滿	61	86	83	90	58	54	50	46	42
	6 月以上 9 月未滿	62	87	84	91	59	55	51	47	43
	9 月以上 1 2 月未滿	62	88	84	92	60	56	52	48	44
	1 2 月以上	63	89	85	93	61	57	53	49	45
18	3 月未滿	63	89	85	93	61	57	53	49	
	3 月以上 6 月未滿	63	90	85	94	62	58	54	50	
	6 月以上 9 月未滿	64	91	86	95	63	59	55	51	
	9 月以上 1 2 月未滿	64	92	86	96	64	60	56	52	
	1 2 月以上	65	93	87	97	65	61	57	53	
19	3 月未滿	65	93	87	97	65	61	57	53	
	3 月以上 6 月未滿	65	94	87	98	66	62	58	54	
	6 月以上 9 月未滿	66	95	87	99	67	63	59	55	
	9 月以上 1 2 月未滿	66	96	88	100	68	64	60	56	
	1 2 月以上	67	97	88	101	69	65	61	57	
20	3 月未滿	67	97	88	101	69	65	61		
	3 月以上 6 月未滿	67	98	88	101	70	66	62		
	6 月以上 9 月未滿	68	99	89	101	71	67	63		
	9 月以上 1 2 月未滿	68	100	89	101	72	68	64		
	1 2 月以上	69	101	89	101	73	69	65		
21	3 月未滿	69	101	89	101	73	69	65		
	3 月以上 6 月未滿	69	102	90	101	74	70	66		
	6 月以上 9 月未滿	70	103	90	101	75	71	67		
	9 月以上 1 2 月未滿	70	104	90	101	76	72	68		
	1 2 月以上	71	105	91	101	77	73	69		
22	3 月未滿	71	105	91	101	77	73	69		
	3 月以上 6 月未滿	71	105	91	101	78	74	70		
	6 月以上 9 月未滿	72	105	92	101	79	75	71		
	9 月以上 1 2 月未滿	72	105	92	101	80	76	72		
	1 2 月以上	73	105	93	101	81	77	73		

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----

業務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級								
		1級	2級	3級	4級	5級				
1	3月未満	13	1	1	1	1				
	3月以上6月未満	14	1	1	1	1				
	6月以上9月未満	15	1	1	1	1				
	9月以上12月未満	16	1	1	1	1				
	12月以上	17	1	1	1	1				
2	3月未満	17	1	1	1	1				
	3月以上6月未満	18	2	1	1	1				
	6月以上9月未満	19	3	1	1	1				
	9月以上12月未満	20	4	1	1	1				
	12月以上	21	5	1	1	1				
3	3月未満	21	5	1	1	1				
	3月以上6月未満	22	6	2	1	1				
	6月以上9月未満	23	7	3	1	1				
	9月以上12月未満	24	8	4	1	1				
	12月以上	25	9	5	1	1				
4	3月未満	25	9	5	1	1				
	3月以上6月未満	26	10	6	1	1				
	6月以上9月未満	27	11	7	1	1				
	9月以上12月未満	28	12	8	1	1				
	12月以上	29	13	9	1	1				
5	3月未満	29	13	9	1	1				
	3月以上6月未満	30	14	10	2	1				
	6月以上9月未満	31	15	11	3	1				
	9月以上12月未満	32	16	12	4	1				
	12月以上	33	17	13	5	1				
6	3月未満	33	17	13	5	1				
	3月以上6月未満	34	18	14	6	2				
	6月以上9月未満	35	19	15	7	3				
	9月以上12月未満	36	20	16	8	4				
	12月以上	37	21	17	9	5				
7	3月未満	37	21	17	9	5				
	3月以上6月未満	38	22	18	10	6				
	6月以上9月未満	39	23	19	11	7				

	9月以上12月未滿	40	24	20	12	8				
	12月以上	41	25	21	13	9				
8	3月未滿	41	25	21	13	9				
	3月以上6月未滿	42	26	22	14	10				
	6月以上9月未滿	43	27	23	15	11				
	9月以上12月未滿	44	28	24	16	12				
	12月以上	45	29	25	17	13				
9	3月未滿	45	29	25	17	13				
	3月以上6月未滿	46	30	26	18	14				
	6月以上9月未滿	47	31	27	19	15				
	9月以上12月未滿	48	32	28	20	16				
	12月以上	49	33	29	21	17				
10	3月未滿	49	33	29	21	17				
	3月以上6月未滿	50	34	30	22	18				
	6月以上9月未滿	51	35	31	23	19				
	9月以上12月未滿	52	36	32	24	20				
	12月以上	53	37	33	25	21				
11	3月未滿	53	37	33	25	21				
	3月以上6月未滿	54	38	34	26	22				
	6月以上9月未滿	55	39	35	27	23				
	9月以上12月未滿	56	40	36	28	24				
	12月以上	57	41	37	29	25				
12	3月未滿	57	41	37	29	25				
	3月以上6月未滿	58	42	38	30	26				
	6月以上9月未滿	59	43	39	31	27				
	9月以上12月未滿	60	44	40	32	28				
	12月以上	61	45	41	33	29				
13	3月未滿	61	45	41	33	29				
	3月以上6月未滿	62	46	42	34	30				
	6月以上9月未滿	63	47	43	35	31				
	9月以上12月未滿	64	48	44	36	32				
	12月以上	65	49	45	37	33				
14	3月未滿	65	49	45	37	33				
	3月以上6月未滿	66	50	46	38	34				
	6月以上9月未滿	67	51	47	39	35				
	9月以上12月未滿	68	52	48	40	36				
	12月以上	69	53	49	41	37				
15	3月未滿	69	53	49	41	37				
	3月以上6月未滿	70	54	50	42	38				

	6 月以上 9 月未滿	71	55	51	43	39				
	9 月以上12月未滿	72	56	52	44	40				
	12月以上	73	57	53	45	41				
16	3 月未滿	73	57	53	45	41				
	3 月以上 6 月未滿	74	58	54	46	42				
	6 月以上 9 月未滿	75	59	55	47	43				
	9 月以上12月未滿	76	60	56	48	44				
	12月以上	77	61	57	49	45				
17	3 月未滿	77	61	57	49	45				
	3 月以上 6 月未滿	78	62	58	50	46				
	6 月以上 9 月未滿	79	63	59	51	47				
	9 月以上12月未滿	80	64	60	52	48				
	12月以上	81	65	61	53	49				
18	3 月未滿	81	65	61	53	49				
	3 月以上 6 月未滿	82	66	62	54	50				
	6 月以上 9 月未滿	83	67	63	55	51				
	9 月以上12月未滿	84	68	64	56	52				
	12月以上	85	69	65	57	53				
19	3 月未滿	85	69	65	57	53				
	3 月以上 6 月未滿	86	70	65	58	54				
	6 月以上 9 月未滿	87	71	66	59	55				
	9 月以上12月未滿	88	72	66	60	56				
	12月以上	89	73	67	61	57				
20	3 月未滿	89	73	67	61	57				
	3 月以上 6 月未滿	90	74	67	62	58				
	6 月以上 9 月未滿	91	75	68	63	59				
	9 月以上12月未滿	92	76	68	64	60				
	12月以上	93	77	69	65	61				
21	3 月未滿	93	77	69	65	61				
	3 月以上 6 月未滿	94	78	70	66	62				
	6 月以上 9 月未滿	95	79	71	67	63				
	9 月以上12月未滿	96	80	72	68	64				
	12月以上	97	81	73	69	65				
22	3 月未滿	97	81	73	69	65				
	3 月以上 6 月未滿	98	82	73	70	66				
	6 月以上 9 月未滿	99	83	74	71	67				
	9 月以上12月未滿	100	84	74	72	68				
	12月以上	101	85	75	73	69				
23	3 月未滿	101	85	75	73	69				

	3 月以上 6 月未滿	102	86	75	74	69				
	6 月以上 9 月未滿	103	87	76	75	69				
	9 月以上12月未滿	104	88	76	76	69				
	12月以上	105	89	77	77	69				
24	3 月未滿	105	89	77	77					
	3 月以上 6 月未滿	106	90	77	78					
	6 月以上 9 月未滿	107	91	78	79					
	9 月以上12月未滿	108	92	78	80					
	12月以上	109	93	79	81					
25	3 月未滿	109	93	79	81					
	3 月以上 6 月未滿	110	94	79	82					
	6 月以上 9 月未滿	111	95	80	83					
	9 月以上12月未滿	112	96	80	84					
	12月以上	113	97	81	85					
26	3 月未滿	113	97	81	85					
	3 月以上 6 月未滿	114	98	82	86					
	6 月以上 9 月未滿	115	99	83	87					
	9 月以上12月未滿	116	100	84	88					
	12月以上	117	101	85	89					
27	3 月未滿	117	101	85	89					
	3 月以上 6 月未滿	118	102	85	90					
	6 月以上 9 月未滿	119	103	86	91					
	9 月以上12月未滿	120	104	86	92					
	12月以上	121	105	87	93					
28	3 月未滿		105	87						
	3 月以上 6 月未滿		106	87						
	6 月以上 9 月未滿		107	88						
	9 月以上12月未滿		108	88						
	12月以上		109	89						
29	3 月未滿		109	89						
	3 月以上 6 月未滿		110	90						
	6 月以上 9 月未滿		111	91						
	9 月以上12月未滿		112	92						
	12月以上		113	93						
30	3 月未滿		113	93						
	3 月以上 6 月未滿		114	93						
	6 月以上 9 月未滿		115	94						
	9 月以上12月未滿		116	94						
	12月以上		117	95						

31	3月未満		117	95						
	3月以上6月未満		118	95						
	6月以上9月未満		119	96						
	9月以上12月未満		120	96						
	12月以上		121	97						
32	3月未満		121							
	3月以上6月未満		122							
	6月以上9月未満		123							
	9月以上12月未満		124							
	12月以上		125							
33	3月未満		125							
	3月以上6月未満		126							
	6月以上9月未満		127							
	9月以上12月未満		128							
	12月以上		129							

附 則（平成19年2月28日条例第3号）

この条例は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第7号）

この条例は平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月25日条例第1号）

（施行期日等）

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第33条を第34条とし、第32条の次に1条を加える改正規定は平成20年3月1日から、第2条の規定は平成20年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（第33条を第34条とし、第32条の次に1条を加える改正規定を除く。）による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の条例第29条第2項第1号の規定は、平成19年12月1日から適用する。
（平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 平成19年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、管理者の定めるところによる。
（施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整）
- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号

給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則 (平成20年12月 1日条例第4号)

この条例は平成21年 1月 1日から施行する。

附 則 (平成21年 3月30日条例第2号)

この条例は平成21年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成21年 5月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年11月25日条例第6号)

- 1 この条例は、平成21年12月 1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年 4月 1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第26条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第30条第1項から第3項まで若しくは、第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年 4月 1日(同月 2日から同年12月 1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年 4月 1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から28号給まで
業務職給料表	1 級	1 号給から56号給まで
	2 級	1 号給から28号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された
 期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に
 定めるところによる。

附 則（平成22年3月17日条例第1号）

この条例は平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日条例第5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の印旛郡市広
 域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下この項及び次項におい
 て「給与条例」という。）第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適
 用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（印旛郡市広域市町村圏事務組
 合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例
 第3号。附則第5項において「育児休業条例」という。）第16条の規定により読
 み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第1項から第3項まで、第6項
 若しくは附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手
 当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額
 （以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。こ
 の場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は
 職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表
 の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条
 例附則第5項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用
 を受けず、かつ、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条
 例の一部を改正する条例（平成18年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号）
 附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る）からこれらの職員以外の職員
 （以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年
 4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定める
 ものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以
 上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が
 受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居
 手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行の日の属す

る月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から68号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から24号給まで
	5級	1号給から16号給まで
	6級	1号給から4号給まで
業務職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から68号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から24号給まで
	5級	1号給から16号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

（平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え）

3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第5項の規定の適用については、同項中「当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第5号）の施行の日」とする。

（規則への委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（育児休業条例の一部改正）

5 育児休業条例の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

（給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する給与条例の特例）

4 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第5項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「算出

率」という。) を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第3号及び第4号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

5 第15条の通知を受けて育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、前項の規定を準用する。

6 短時間勤務職員に対する給与条例附則第5項第1号の規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」という。) を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

7 第20条の承認を得て育児休業法第19条の規定による勤務をしている職員が給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される場合においては、給与条例第16条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例附則第6項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

6 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(一般職職員の給与に関する条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

5 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第16条第3項の規定の適用については、同項中「第22条」とあるのは、「附則第6項」とする。

附 則(平成23年3月15日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日前から引き続き改正前の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第13条第1項第2号に該当する職員(同号の規定により平成23年3月に係る住居手当を支給される職員に限る。)については、同項及び同条第2項の規定は、平成25年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間にあつては同項第2号中「4,300円」とあるのは「3,000円」と、同年4月1日から平成25年3月31日までの間にあつては同号中「4,300円」とあるのは「1,500円」とする。

3 前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員として任命権者が管理者の承認を得て定める職員については、改正後の給与条例第13条の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の給与条例第13条第1項第2号に該当する職員とみなして、同条（前項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する。

（委任）

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるところによる。

附 則（平成23年11月28日条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第26条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第30条第1項から第3項まで、第6項若しくは附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1級	1号給から105号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から44号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から28号給まで

	6 級	1 号給から16号給まで
	7 級	1 号給から 4 号給まで
業務職給料表	1 級	1 号給から121号給まで
	2 級	1 号給から84号給まで
	3 級	1 号給から76号給まで
	4 級	1 号給から48号給まで
	5 級	1 号給から32号給まで

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された
 期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に
 定めるところによる。

附 則 (平成25年3月26日条例第4号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成26
 年4月1日から、第3条及び次項の規定は平成27年4月1日から施行する。

(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正
 する条例の一部改正)

2 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正
 する条例(平成22年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第5号)の一部を次のよ
 うに改正する。

附則第2項第1号中「受けず、かつ、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職
 員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年印旛郡市広域市町村圏事
 務組合条例第2号)附則第7項の規定の適用を」を削る。

附 則 (平成26年2月6日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成26年3月26日条例第4号)

改正 令和5年3月6日条例第9号

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和5年3月31日までの間、この条例による改正後の印旛郡市広域市町村圏事
 務組合一般職職員の給与に関する条例第4条第6項及び第7項の規定については、
 同条第6項中「職員(次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において
 同じ。)」とあるのは「職員」と、「前項に」とあるのは「同項に」と、同条第7
 項中「職員の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤
 務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合
 の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するもの」とあ

るのは「職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「1号給」とする。

附 則（平成27年2月10日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条第2項及び附則第7項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 3 給与条例（第29条第2項及び附則第7項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 給与条例（第29条第2項及び附則第7項の改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年3月27日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（号給の切替えに伴う経過措置）

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

- 6 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給に関する給与条例第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の9.2」とあるのは「100分の9.2を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

附 則 (平成27年7月13日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月28日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月28日条例第4号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び第4条の規定 平成28年4月1日

(2) 第3条の規定 平成28年10月1日

- 2 第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例「(以下「給与条例」という。)」の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成29年2月9日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第29条第2項及び附則第7項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

- 3 第1条の規定(給与条例第29条第2項及び附則第7項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は、平成28年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。)附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第12条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「行7級職員」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者」という。）については1万円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族である子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは、「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、
- 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは
- 「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族である子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」
- (3) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」
- (4) 扶養親族である子又は扶養親族である父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」
- と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは、「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族である配偶者又は扶養親族である子を有するに至った場合の当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子で第1項の規定によ

る届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第12条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条の規定による改正後の給与条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの（以下「行7級職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500円」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

附 則（平成29年11月13日条例第4号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月9日条例第3号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条第2項及び附則第7項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び附則第5項の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第29条第2項及び附則第7項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第3号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の規定による給与の内払とみなす。

（平成27年改正条例の一部改正）

- 5 平成27年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第6項中「100分の9」を「100分の9.2」に改める。

附 則（平成31年2月14日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平

成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第29条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。

3 第1条の規定（給与条例第29条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年2月17日条例第2号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条中印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の改正規定及び第3条の規定（印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

3 第1条中給与条例第29条第2項第1号の改正規定（「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める部分に限る。）及び第3条の規定（任期付職員条例第8条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年11月20日条例第5号）

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 10 日 条例第 2 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
（印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）
- 2 印旛郡市広域市町村圏事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
第16条の表中「及び第 2 項」を削る。

附 則（令和 3 年 11 月 26 日 条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
（令和 3 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 フルタイム会計年度任用職員に令和 3 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第 26 条第 2 項中「100分の112.5」とあるのを「100分の127.5」と読み替えて計算して得た額とする。
（印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）
- 3 印旛郡市広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和 2 年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（令和 3 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和 3 年 12 月に支給する期末手当に関する第 6 条第 2 項の規定の適用については、同項中「給与条例第 26 条第 2 項に定める割合」とあるのを「100分の 127.5」とする。

附 則（令和 4 年 2 月 16 日 条例第 2 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 14 日 条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 第 1 条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）附則第 8 項から第 14 項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号。以下「改正法」という。）附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 改正法附則第 9 条第 2 項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（改正法による改正後の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（附則第 5 項及び

第6項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除く。以下この項、次項及び附則第5項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第14条の規定に基づき定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第2号)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例の規定を適用する。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第26条第3項の規定を適用する。
- 8 新給与条例第29条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(次号において「暫定再任用職員」という。)」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 9 暫定再任用職員が新給与条例の適用を受ける場合は、新給与条例第29条の2第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員に関し必要な事項は、管理者が定める。
- 11 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、第2条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「新企業職員給与条例」という。)第2条第1項に規定す

る定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

- 12 新企業職員給与条例第20条の2の規定は、改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。
- 13 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が別に定める。

附 則（令和5年2月14日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改定後の給与条例第29条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年3月6日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年2月19日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第8条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合一般職職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の印旛郡市広域市町村圏事務組合任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例第26条第2項及び第3項並びに第29条第2項の規定並びに第3条の規定による改正後の任期付職員条例第8条第2項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付

職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例の規定による給与又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
	2	163,200	209,700	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
	3	164,400	211,400	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
	4	165,500	212,900	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
	5	166,600	214,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
	6	167,700	216,200	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
	7	168,800	217,900	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	240,900	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	242,400	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
23	191,800	243,800	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	

24	194,000	245,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
25	196,200	246,400	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
26	197,900	248,000	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
27	199,400	249,500	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
28	200,900	250,900	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
29	202,400	252,000	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
30	203,800	253,400	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
31	205,200	254,900	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
32	206,600	256,200	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
33	208,000	257,500	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
34	209,700	258,700	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
35	211,400	259,900	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
36	212,900	261,100	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
37	214,400	262,300	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200
38	216,200	263,600	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	217,900	264,900	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	219,600	266,200	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	221,100	267,600	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	222,600	269,100	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	224,100	270,700	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	225,600	272,200	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	226,800	273,800	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	228,200	275,500	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	229,600	277,100	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	231,000	278,700	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	232,400	280,300	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	234,000	281,800	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	235,500	283,300	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	236,900	284,800	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	238,100	285,900	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	239,700	287,500	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	241,200	289,000	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	242,600	290,500	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	243,600	291,900	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	245,100	293,500	364,000	380,400	404,100	445,300	

59	246,400	295,100	364,700	381,000	404,400	445,600
60	247,600	296,700	365,300	381,700	404,700	445,900
61	248,700	298,200	365,700	382,100	405,000	446,200
62	249,700	299,800	366,300	382,800	405,300	
63	250,600	301,300	367,000	383,400	405,600	
64	251,500	302,800	367,700	384,000	405,900	
65	252,400	304,400	368,000	384,400	406,200	
66	253,300	306,000	368,700	385,000	406,500	
67	254,100	307,600	369,400	385,600	406,800	
68	254,900	309,100	370,000	386,200	407,100	
69	255,600	310,000	370,300	386,600	407,300	
70	256,700	311,500	370,900	387,100	407,600	
71	257,900	313,000	371,600	387,600	407,900	
72	259,000	314,600	372,200	388,200	408,100	
73	260,200	316,200	372,500	388,500	408,300	
74	261,400	317,800	373,100	388,900	408,600	
75	262,500	319,300	373,800	389,300	408,900	
76	263,600	320,800	374,400	389,700	409,100	
77	264,700	322,200	374,800	390,000	409,300	
78	265,800	323,400	375,300	390,300	409,600	
79	266,900	324,500	375,900	390,600	409,900	
80	267,900	325,600	376,400	390,800	410,100	
81	268,900	326,300	376,900	391,000	410,300	
82	269,900	327,200	377,500	391,300	410,600	
83	270,900	328,000	378,000	391,600	410,900	
84	271,800	328,800	378,300	391,800	411,100	
85	272,700	329,600	378,700	392,000	411,300	
86	273,600	330,000	379,200	392,300		
87	274,500	330,600	379,600	392,600		
88	275,400	331,300	380,000	392,800		
89	276,300	332,100	380,400	393,000		
90	277,200	332,800	380,900	393,300		
91	278,100	333,500	381,300	393,600		
92	279,000	334,100	381,700	393,800		
93	280,000	334,600	382,000	394,000		

	94	281,000	335,200	382,500				
	95	281,900	335,700	382,900				
	96	282,800	336,300	383,300				
	97	283,300	336,600	383,600				
	98	284,000	337,100					
	99	284,700	337,500					
	100	285,600	337,900					
	101	286,600	338,300					
	102	287,400						
	103	288,200						
	104	289,000						
	105	289,700						
定年前再任用短時間勤務職員		216,200	256,200	275,600				

別表第2（第3条関係）

ア 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
7級	1 事務局長の職務 2 次長の職務 3 参事の職務
6級	1 課長の職務 2 所属の困難な業務を統括する職務として規則で定める職務
5級	1 副主幹の職務 2 所属の困難な業務を担当する職務として規則で定める職務
4級	1 主査の職務 2 所属の定例的業務を統括する職務として規則で定める職務

3級	1 主査補の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする職務として規則で定める職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務として規則で定める職務
1級	定型的な業務を行う職務として規則で定める職務又はフルタイム会計年度任用職員（規則で定める職務に限る。）が行う職務

別表第3（第14条関係）

職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
4 km 未満	2,000	2,000
4 km 以上 6 km 未満	4,170	4,170
6 km 以上 8 km 未満	5,230	5,060
8 km 以上 10 km 未満	6,290	5,950
10 km 以上 12 km 未満	7,340	6,840
12 km 以上 14 km 未満	8,570	8,060
14 km 以上 16 km 未満	9,800	9,280
16 km 以上 18 km 未満	11,020	10,490
18 km 以上 20 km 未満	12,240	11,700
20 km 以上 22 km 未満	13,460	12,910
22 km 以上 24 km 未満	14,640	14,080
24 km 以上 26 km 未満	15,820	15,260
26 km 以上 28 km 未満	17,000	16,430
28 km 以上 30 km 未満	18,170	17,600
30 km 以上 32 km 未満	19,340	18,780
32 km 以上 34 km 未満	20,430	19,790
34 km 以上 36 km 未満	21,520	20,810
36 km 以上 38 km 未満	22,610	21,820
38 km 以上 40 km 未満	23,700	22,830
40 km 以上 42 km 未満	24,790	23,840
42 km 以上 44 km 未満	25,710	23,840
44 km 以上 46 km 未満	26,640	23,840
46 km 以上 48 km 未満	27,570	23,840
48 km 以上 50 km 未満	28,500	23,840
50 km 以上 52 km 未満	29,430	23,840

52km 以上54km 未滿	30,160	23,840
54km 以上56km 未滿	30,890	23,840
56km 以上58km 未滿	31,630	23,840
58km 以上60km 未滿	32,370	23,840
60km 以上62km 未滿	33,100	23,840
62km 以上64km 未滿	34,160	23,840
64km 以上66km 未滿	35,220	23,840
66km 以上68km 未滿	36,280	23,840
68km 以上70km 未滿	37,340	23,840
70km 以上72km 未滿	38,400	23,840
72km 以上74km 未滿	39,460	23,840
74km 以上76km 未滿	40,520	23,840
76km 以上78km 未滿	41,580	23,840
78km 以上80km 未滿	42,640	23,840
80km 以上82km 未滿	43,700	23,840
82km 以上84km 未滿	44,760	23,840
84km 以上86km 未滿	45,820	23,840
86km 以上88km 未滿	46,880	23,840
88km 以上90km 未滿	47,940	23,840
90km 以上92km 未滿	49,000	23,840
92km 以上94km 未滿	50,060	23,840
94km 以上96km 未滿	51,120	23,840
96km 以上98km 未滿	52,180	23,840
98km 以上100km未滿	53,240	23,840
100km以上	54,300	23,840